

後期高齢者医療制度の新しい被保険者証等について

令和6年8月1日から使用する新しい被保険者証等は、7月中に市町村から被保険者の方へ送付しています。被保険者証等が窓口に提示されましたら、次のことにご注意ください。

①被保険者証

(1)被保険者証の色

緑色（令和6年7月31日まではクリーム色）

(2)交付年月日

令和6年8月1日

(3)有効期限

令和7年7月31日

※短期被保険者証の対象となる方は、令和7年1月31日までとなります。

なお、制度改正に伴い、現行の被保険者証は令和6年12月2日から発行されなくなります。

(4)一部負担金の割合

前年(令和5年中)の所得により判定されます。

→「1割」、「2割」、「3割」のいずれか。

【被保険者証の色が、クリーム色から緑色に変わります。】

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
被 保 険 者	住 所
	氏 名
	生年月日
	資格取得年月日
発 効 期 日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
被 保 険 者	住 所
	氏 名
	生年月日
	資格取得年月日
発 効 期 日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

【令和6年7月31日まではクリーム色】

【令和6年8月1日からは緑色】

②限度額適用・標準負担額減額認定証

(1)限度額適用・標準負担額減額認定証の色
サーモンピンク色（色の変更はありません。）

(2)交付年月日
令和6年8月1日

(3)有効期限
令和7年7月31日

なお、制度改正に伴い、現行の後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証は
令和6年12月2日から新規発行されなくなります。

(4)適用区分
前年(令和5年中)の所得により判定されます。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
有効期限			
交付年月日			
被保険者番号			
被 保 険 者	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		
発 効 期 日			
適 用 区 分		見本	
長期入院 該当年月日		保 険 者 印	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印		岡山県後期高齢者医療広域連合	
マイナ保険証（※）を利用すれば、事前の手続きなく、 高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。 限度額適用・標準負担額減額認定証の事前申請は不要となりますので、 マイナ保険証をぜひご利用ください。 ※ 電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。			

③限度額適用認定証（3割負担の方）

（1）限度額適用認定証の色

灰色（色の変更はありません。）

（2）交付年月日

令和6年8月1日

（3）有効期限

令和7年7月31日

なお、制度改正に伴い、現行の後期高齢者医療限度額適用認定証は
令和6年12月2日から新規発行されなくなります。

（4）適用区分

前年(令和5年中)の所得により判定されます。

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
被 保 険 者	住 所
	氏 名
	生 年 月 日
発 効 期 日	
適 用 区 分	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印	岡山県後期高齢者医療広域連合
マイナ保険証（※）を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。 ※ 電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。	